

安芸太田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理 及び健康・福祉の確保を図るための方針

令和2年3月16日
安芸太田町教育委員会

第1条（策定の趣旨）

本町では、平成31年1月に学校における働き方改革取組方針を策定し、「教員の子どもと向き合う時間の確保」、「時間外勤務の縮減」、「やりがいがもてる勤務」の達成に向けて、学校と連携を図りながら取組を進めているところである。

本方針は、令和元年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正されたことを受け、町内に勤務する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（本方針の対象者）

町内の公立小学校、中学校、幼稚園に勤務する校長（園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

第3条（在校等時間）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間としてタイムカードにより把握した時間を『在校等時間』とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該期間に、次の①、②を加え、③、④を除いた時間在校等時間とする。

〈基本とする時間〉

○在校している時間

〈加える時間〉

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
②テレワークの時間

〈除く時間〉

③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
④休憩時間

第4条（業務量の適切な管理）

町教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の限度時間は、1か月について45時間、1年間について、360時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童又は生徒等に係る通常予

見することのできない業務量の大幅な増加に伴い一時的又は突発的に第1項の限度時間を超えて業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一月の時間外在校等時間は、100時間未満であること。
- 二 一年の時間外在校等時間は、720時間を超えないこと。
- 三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間の時間外在校等時間の一月当たりの平均時間は、80時間を超えないこと。
- 四 一年のうち一月の時間外在校等時間が45時間を超える月数は、六月以内であること

第5条（服務監督権者である町教育委員会が講すべき措置）

- (1) 本方針の策定
- (2) 『在校等時間』の客観的な把握を行うためのタイムカード等の環境整備
- (3) 計測した時間の管理及び保管
- (4) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定の順守
- (5) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導の実施
- (6) 各学校の取組の実施状況の把握
- (7) 在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化と必要な環境整備
- (8) 方針に定めた限度時間を超えた場合には、各学校における業務状況の把握や改善に向けた取組を進める

第6条（留意事項）

- (1) 限度時間について
 - ・本方針は、限度時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
 - ・本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきものである。限度時間を順守することのみを求めているものではない。
- (2) 虚偽の記録等について
 - ・在校等時間を限度時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあることはならない。
- (3) 持ち帰り業務について
 - ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。限度時間を順守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握を行うとともに、業務の持ち帰り縮減に向けた取組を進める。

附則

- ・この方針は、令和2年4月1日から施行する。